別紙

1 .賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項

次の者を終身建物賃貸借に係る賃借人とする。

(注)「賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項」における賃借人は、法第52条第1項の規定に該当するものをいう。

2 .賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 賃貸借契約の締結に関すること等 | □書面によって契約をする建物の賃貸借であって賃借人の死亡に至るまで存続し、かっ、賃借人が死亡した時に終了する賃貸借(終身建物賃貸借)をするものであること。  □賃貸住宅の賃借人となろうとする者から仮に入居する旨の申出があった場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に人居させるため定期建物賃貸借をするものであること。  □権利金その他の借家権の設定の対価を受領しないものであること。  □人居者が不正の行為によって賃貸住宅に人居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をするものであること。  □賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受領せず、かっ、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないものであること。 |
| 賃貸借契約の解除に関すること | □認可事業者は、法第59条第1項各号のいずれかに該当する場合に限り、都道府県知事の承認を受けて、解約の中人れをすることができるものであること。  □賃借人は、法第60条各号のいずれかに該当する場合には、解約の申入れをすることができるものであること。 |
| その他賃貸の条件に関すること |  |

(終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 前払金の算定の基礎 | □前払金の算定の基礎が書面で明示されるものであること。 |
| 前払金に対する保全措置 | □前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて、当該前払金に係る債務の銀行による保証その他の国土交通大臣が定める保全措置が講じられるものであること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 賃貸住宅の修繕 | □賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。 |
| 備付図書 | 以下が備え付けられるものであること。  □賃貸住宅の賃貸借契約書  □家賃及ひ敷金の収納状況を明らかにする書類その他の賃貸住宅に関する事業の収支状況を明らかにするために必要な書類 |

3 .賃貸住宅の管理の方法

4 .賃貸住宅の管理の方法

（注1）「基本方針は、法第3条第1項に規定する基本方針をいう。

（注2）「高齢者居住安定確保計画」は、熊本市高齢者居住安定確保計画をいう。